

香芝市告示第2号

令和5年度市民税・県民税税額決定（変更）通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年1月10日

香芝市長 福岡 憲宏

送達を受けるべき者の住所・氏名
(表略)

第1期分納期限 令和6年2月29日

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。